

# 16

## 随意契約理由書

1 委託名称:令和2年度舞洲スラッジセンター汚泥脱水及び分離液処理施設運転管理業務委託

2 契約相手方:三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由:

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥脱水及び脱水分離液処理を行う施設の運転管理及び保守点検業務を委託するものである。

委託対象となる施設は、市内7ヶ所の下水処理場で発生した消化汚泥を脱水するとともに、これによって生じる脱水分離液を、その送水先である此花下水処理場での放流水質を遵守するため、包含するアンモニアを送水前に低減処理するものである。施設は汚泥供給、脱水用薬品供給、汚泥脱水、脱水分離液放散塔、酸化反応器、脱硝反応器等の機器から構成され、汚泥脱水と分離液処理は一連のフローに従って行われる。またこれらの機器の監視制御設備は一体の完結したシステムとして構築されており、構成機器全てが有機的に連携して施設全体としての機能を発揮するように設計されている。

さらにスラッジセンターが受入れる消化汚泥は、その量や質が時間単位で変動するため、脱水設備の処理量もそれに応じて随時操作する必要がある。後段の脱水分離液処理設備も、脱水設備の運転変更に対応して、迅速かつ的確に運転調整を行うことで施設全体として一体管理しなければ、此花下水処理場への返流水質を適切に維持することができない。

そのためには、一連の構成機器の機能と操作因子、およびそれが施設全体の機能に与える影響、各構成機器のトラブル発生時における設備機能の保全手法など、本施設の内容を熟知し、安定運転を確保する上での十分な技術、知見を有している必要がある。

しかし本施設のうちでも重要な位置を占める脱水分離液処理設備は下水道界初の設備であり、設備運転に対するノウハウ、既往の知見もなく、故障その他のトラブル発生時には設計上の思想にまで立ち戻り対策を講じている。またその根幹技術は建設工事の請負者である三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体の両業者と本市が永年にわたって共同で研究開発してきたもので、三者が共同で特許出願し、共同特許権を取得した特殊な設備である。したがって、その設計理念の詳細は当該共同企業体以外の業者では、理解することが困難である。また、共同企業体として運転の責任と性能についての保証を持たせる必要がある、

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第2号

5 担当部署 建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

## 随意契約理由書

1 委託名称：令和2年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託

2 契約相手方：月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体

## 3 随意契約理由書

本業務委託は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。

本施設は市内の各下水処理場で発生する汚泥を溶融処理し、本市汚泥集中処理システムの中核を成すものである。汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、立型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給等の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されている。

本汚泥溶融炉施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理対象の汚泥性状や負荷は常に変動する。このため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の一連の工程からなる複雑なシステムの個々の工程については元より、システム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の重大焼損事故に発展する可能性があり、燃焼異常等により排ガス処理に影響を及ぼした場合は排出されるガスが規制値を超過するなど、異常の発生が直ちに市民生活に多大な影響を及ぼす。したがって異常時には迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

また運転管理業務に並行して行う保守点検業務は、安定した施設の運転を確保するため、各設備の日常点検・定期保全点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行うものである。各設備の電気及び機械設備の腐食・磨耗・異常を確認し、機器の測定・調整・分解清掃等を行なうことにより故障及び事故を未然に防止し、また点検結果を基に設計条件に適合した各機器の設定・調整を行い、さらに万一の場合は緊急処置対応を行うものであるが、これらは運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。

あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ効果的に行うことにより施設の安定的な稼働を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融炉施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設請負者の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を維持する必要がある。

本施設は、機械・電気設備一体の技術をもって月島機械・日本碍子・東芝特定建設工事共同企業体（「月島テクノ(月島テクノメンテサービズ(株))」は月島機械、「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝」は東芝インフラシステムズ(株)の事業継承会社）が設計製作及び施工したもので、互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるため、運転にはプラント設備全体の有機的な連携が特に必要となる。したがって本業務委託を安全かつ効率的に遂行するためには、共同企業体を構成することによって発揮される設計思想も含めた総合的なノウハウが不可欠である。また共同企業体として業務における責任の一貫性を確保させ、性能の保証も担保する必要がある。

以上のことから、本業務委託である運転管理及び保守点検業務ができる業者は月島テクノ・メタウォーター・東芝共同企業体のみであるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令：「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第11条第1項第2号

5 担当部署：建設局北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター（電話番号：06-6460-2830）

## 随意契約理由書

1 案件名称：令和2年度 平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託

2 契約の相手方：日揮株式会社 大阪事務所

3 随意契約理由：

本業務委託は、平野下水処理場に設置している汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検等の業務を委託するものである。本汚泥溶融施設は下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理しスラグ化するもので、汚泥供給、汚泥乾燥、乾燥汚泥供給、堅型旋回溶融炉、熱回収、排ガス処理、脱臭、スラグ処理、用役供給の各設備から構成され、本市独自の汚泥処理施設として設計、施工されたものである。

本汚泥溶融施設は高温・高圧の溶融炉を安定した状態で連続運転しなければならないが、処理する汚泥の性状は常に変動するため、乾燥・溶融・熱回収・排ガス処理等の各工程の運転状態は変動を受け、またこれらの各工程の運転状態は相互に即時影響することから、一連の処理を構成する個々の工程はもとよりシステム全体についても常に適正な運転状態に調整・維持しなければ、安定した汚泥処理工程が確保できない。

溶融炉の燃焼異常等が発生した場合は溶融炉設備本体の焼損だけでなく、排出されるガスが規制値を超過するなどの市民生活に多大な影響を及ぼす可能性があるため、各設備の運転状態は常時監視し適正な運転状態を確保しなければならない。また、変化や異常に対してはシステム全体を熟知した上での迅速・的確な運転調整を行わなければならない。

運転管理業務に並行して行う保守点検業務は各設備の日常点検・定期点検・定期自主検査・簡易な故障対応を行い、安定した施設の運転を確保するための業務である。また、各設備の状態を把握し定期的な測定・調整・分解清掃を行うことにより故障及び事故を未然に防止し、万一の場合は緊急処置対応を行うものであり、運転管理業務と密接に関連して行う必要がある。あわせて、運転管理及び保守点検業務において得られたデータを解析し、本施設の保全計画を策定させることにより、別途実施している整備工事を効率的かつ、効果的に行うことにより施設の安定的な稼動を確保することができる。

以上のように本汚泥溶融施設の維持管理は専門性が高く、本施設の建設工事施工業の知識、技術、経験が不可欠であり、総合的に一貫した維持管理体制を継続して実施する必要がある。本汚泥溶融施設の運転管理及び保守点検並びに整備工事はこれまで本汚泥溶融施設全体の機能を熟知した建設者の技術と経験により総合的に遂行され安定的な施設の保全がなされており、業務における責任の一貫性が確保され性能の保証も担保されている。

よって、本業務委託は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第1項第二号に該当するので、本施設の建設工事を施工し、かつ、施設の運転管理を継続して受託してきた上記業者と随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令：「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」第十一条第1項第二号

5 担当部署：建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和2年度工事積算システム保守業務委託

### 2 契約相手方

富士通(株)関西支社

### 3 随意契約理由

本業務は、工事及び業務委託の積算基準・共通代価表等をデータベース化し、設計積算業務の統一化を図るとともに、正確かつ迅速に作業することを目的に構築した、工事積算システムの安定的な運用およびシステムを利用した積算業務を円滑に遂行するため、システム障害対応処理、ソフトウェア管理、基準データの管理保全等を行い、適切なデータ管理並びに正常なシステム環境を保守する業務を行うものである。

本システムは、富士通(株)が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報処理システムである。

そのため、本業務の履行にあたり、同社の保有する技術でなければ、本システムの性能の維持継続が不可能であり、他業者では実施することができないため、上記業者に随意契約するものである。

### 4 根拠法令

政府調達に関する協定第15条第1項(d)

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（担当者：汐月 TEL 06-6615-6476）

## 随意契約理由書

### 1. 委託名称

令和2年度 大阪市準公営企業財務会計システム保守業務委託

### 2. 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

### 3. 随意契約理由

当局並びに中央卸売市場・港湾局においては、効率的な準公営企業会計の財務処理と財務諸表の整理・作成を行うことを目的として、準公営企業財務会計システム（以下、「システム」という。）を平成24年4月から運用し、令和2年3月末まで保守業務を上記業者が行っているところである。

本業務は、次年度以降当該システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用及び稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理及びシステム機能の保守を行うものである。

本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によってシステムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、上記業者に随意契約するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局総務部経理課（下水計理担当）（電話番号：06-6615-7536）

# 21

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1. 案件名称

令和2年度下水道総合情報システム保守業務委託

### 2. 契約の相手方

三菱電機㈱ 関西支社

### 3. 随意契約理由及び根拠法令

本業務は、建設局における下水道事業の運営に係る業務の迅速化および効率化を目的に構築した、下水道総合情報システムを運用するにあたり、各機能を適切に維持するとともに、安定かつ円滑な運用および稼働環境を保持するため、システム障害やシステム端末機の操作に関する対応、稼働管理およびシステム機能改善を行うものである。

本システムは、三菱電機㈱が保有するパッケージソフトを基に、機器類・システム構成・操作性の標準化を図り、設計・プログラミング・運用テストを繰り返し行い、開発した情報システムであることから、同社保有の技術によって情報システムとしての性能を維持継続させなければならず、他業者では本業務を実施することができない。

以上のことから、政府調達に関する協定第15条第1項(d)の規定および地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者に随意契約するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5. 担当部署

建設局企画部工務課 ICT 担当（電話番号：06-6615-6421）

## 随意契約理由書

### 1 委託名称

令和2年度公園ナイター設備遠方監視制御装置点検保守業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

### 3 随意契約理由

本業務は、公園内の野球場、運動場、庭球場のナイター設備及びナイター設備の遠方監視制御装置の点検並びに電源用受変電設備の故障監視及び照明制御状態の監視を行うものである。

本システムは、スケジュールサーバーから各ナイター施設の子局に通信信号を送信し、ナイターの点灯制御を行っているものであり、その伝送制御装置は機械監視を行うための通信装置の機能も有しているものである。この伝送制御装置は三菱電機株式会社製のもので、本システムの通信信号は、独自の方式によるものであり、通信信号仕様を他社に開示することはセキュリティの観点から不可能である。また本装置の点検には製作会社専用のメンテナンスツールを使用することが不可欠である。

上記業者は、製作会社である三菱電機株式会社より本装置のメンテナンス業務を移管されている。よって上記業者でなければ本装置の点検整備や機械監視は行えない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-6647）

## 23

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

令和2年度野鳥園臨港緑地干潟・湿地環境保全業務委託

#### 2 契約の相手方

NPO 法人南港ウェットランドグループ

#### 3 随意契約理由

本業務は、野鳥園臨港緑地の干潟・湿地の環境を保全し、ボランティア（市民・校園・企業のCSR等）と連携を図りながら、施設を有効活用した環境学習の場を市民に提供することを目的とするものである。

業務内容については、鳥類調査、底生生物調査、干潟現況調査等の環境調査、野鳥の観察指導、各種観察会等の環境学習、干潟・湿地の手入れや湿地の環境保全、及び広報啓発、市民等との連携等多岐にわたる。

本業務を遂行するには、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識と経験を備えており、野鳥園臨港緑地及び周辺地域の自然に通じ来園者や観察会等の参加者に案内解説等の情報提供を行う能力を有することが必要である。また、業務履行に関しては、当施設の設備等を熟知していること、関係団体との情報交換、協力等緊密な連絡調整が可能であることが必要である。

上記法人は、干潟・湿地における生態系保全に関する専門的な知識や案内解説などの情報提供を行う能力を有しており、さらに、野鳥園臨港緑地の環境保全にも当初から関わっており、その活動の経緯も熟知している。また、昨年度の一般競争入札において一者応札となっており、類似する業務実績を持った法人等の調査においても、入札参加の意思は無く新規事業者が見込めない状況である。抛って大阪市の入札参加資格を持ち、上記のような業務を行える法人は他に存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、次の団体との随意契約を依頼する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局臨港方面管理事務所管理課（電話 06-6613-7716）

# 24

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

天王寺動物園の経営形態変更に係る移行支援業務委託

### 2 契約の相手方

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

### 3 随意契約理由

本業務は、動物園の運営、法人会計や労務管理の知識、企業経営の視点、地方独立行政法人化の各種制度や専門知識と豊富な経験を持ち合わせている事業者が受託することで、新法人設立の円滑かつ効率的な実施につながるものである。

よって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

そのため、学識経験者等の意見を聴取する選定委員会における意見を踏まえ、有限責任監査法人トーマツ大阪事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局公園緑化部天王寺動物公園事務所（改革担当） （電話番号 06-6771-8404）